

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、原油価格・物価高騰が県内中小企業の経営を圧迫していることから、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援することにより、電気料金の負担軽減を図るとともに企業活動のグリーン化を促進するため、太陽光発電設備、小型風力発電設備及び蓄電設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 佐賀県内に主たる事業所を有すること。
 - (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に掲げる者。
 - (3) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。
 - (4) 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないこと。
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

2 補助金の交付は、交付決定を受けた日から令和5年2月28日までの期間に完了する事業について発生した経費を対象とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は次のとおりとする。ただし、予算額を超える申請

があった時点の募集期限で受付を終了する。

- (1) 1次募集 令和4年7月29日(金)
- (2) 2次募集 令和4年8月15日(月)
- (3) 3次募集 令和4年8月31日(水)
- (4) 4次募集 令和4年9月15日(木)
- (5) 5次募集 令和4年9月30日(金)

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、交付決定額を増額する変更はできない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付して業者を決定すること。ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(事業の着手等)

第6条 事業の着手(機材の発注を含む。)は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）後、30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第5号のとおりとし、その提出期限は額の確定の日から起算して10日以内とする。

(財産の管理等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第6号による取得財産管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第10条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に定める耐用年数とする。
- 2 処分制限期間内において、補助対象の太陽光発電設備等を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、当該交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - 4 補助事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る県補助金を知事に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 定義</p>	<p>別表において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <p>太陽光発電設備又は小型風力発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、当該発電設備の設置場所と発電電力の消費場所が同一敷地内にあり（オンサイト）、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費することを目的とするものをいう。ただし、当該発電設備を設置した施設における通常の消費量よりも多く発電されるエネルギーに係る発電設備及びその附属設備は除く。</p> <p>(2) 蓄電設備</p> <p>自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を効率的に利用するため、当該発電設備で発電された電力を充電し、利用するための設備をいう。</p>
<p>2 補助事業の範囲</p>	<p>県内の事業所等に設置する、次の各号に掲げる設備（全て未使用品）であること。ただし、住居の用に供する部分で使用するものは除く。</p> <p>(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす自家消費型再生可能エネルギー発電設備</p> <p>ア 太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備の出力が10kW以上であること。</p> <p>イ 小型風力発電設備を設置する場合は、単機の発電出力が1kW以上であること。</p> <p>ウ 太陽光及び小型風力発電設備を併せて設置する場合は、上記ア、イを全て満たすもの。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を全て満たす蓄電設備</p> <p>ア 既存又は新たに設置する自家消費型再生可能エネルギー発電設備において、発電された電力の全部又は一部を蓄電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。</p>
<p>3 補助対象経費等</p>	<p>以下の表のとおり（申請者が経費を負担し、所有するものに限る。）。</p>

経費の区分	費目名	補助対象経費	補助率 補助上限額
自家消費型再生可能エネルギー発電設備	設備費	自家消費型再生可能エネルギー発電設備費	補助率 2分の1以内
		自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	
		発電量データ収集用設備費	
		設備工事材料費	
		その他設備費	
	設備工事費	調査費、設計費	補助上限額 1事業者につき 500万円
		設置工事費	
		諸経費	
	蓄電設備	設備費	蓄電池に係る費用
蓄電池に係る附属設備費			
非常用電気設備に係る設備費			
その他設備費			
設備工事費		調査費、設計費	補助上限額 1事業者につき 375万円
		設置工事費	
		諸経費	

※1 国の補助金等との併用は可。

※2 自家消費型再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を併せて設置することも可。

その場合、補助率は2分の1以内、補助上限額は875万円となる。

※3 他の補助金等と併用する場合、当該補助金との合算による額が

- ・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の場合は500万円
- ・ 蓄電設備の場合は375万円
- ・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備及び蓄電設備を併せて設置の場合は875万円

を超過しないこと。

※4 蓄電池とは、繰り返し充放電することができる機器設備をいう。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 所在地

名 称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付申請書

令和4年度において、下記のとおり事業を実施したいので、佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分（第1号－別紙1のとおり）
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日（令和5年2月28日までの日）
- 4 事業の成果
- 5 添付書類 ※該当しないものは適宜行を削除してください

- (1) 経費の配分（第1号－別紙1）
- (2) 事業計画書（第1号－別紙2）
- (3) 収支予算書（第1号－別紙3）
- (4) 誓約書（第1号－別紙4）
- (5) 申請者等の情報（第1号－別紙5）
- (6) 交付申請額の参考となるもの（見積書等）
- (7) 導入予定設備の概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）
- (8) 導入予定設備の設置図（機器配置図、システム系統図、単線結線図等）
- (9) 年間の想定電力消費量が分かる資料（直近1年分の電気使用量等）
- (10) 中小企業者に該当することを証明する資料（3ヶ月以内に取得した法人登記簿の写し・確定申告書の写し等）
- (11) 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納していないことを証明する資料（県税事務所が発行する納税証明書等）

様式第1号一別紙1

(1) 経費の配分 (自家消費型再生可能エネルギー発電設備)

経費の区分	費目名	金額
補助対象経費：(A)		円
設備費	・自家消費型再生可能エネルギー発電設備費	円
	・自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	円
	・発電量データ収集用設備費	円
	・設置工事材料費	円
	・その他設備費	円
設備工事費	・調査、設計費	円
	・設備工事費	円
	・諸経費	円
補助対象外経費：(B)		円
補助対象外経費	・	円
	・	円
	・	円
総事業費：(A) + (B)		円
(A) × 1/2 : (C) ※500万円が上限		円
他の補助金等：(D)		円
補助金額：(C) - (D)		円

(2) 経費の配分 (蓄電設備)

経費の区分	費目名	金額
補助対象経費：(A)		円
設備費	・蓄電設備に係る設備費	円
	・蓄電設備に係る附属設備	円
	・非常用電気設備に係る設備費	円
	・その他設備費	円
設備工事費	・調査、設計費	円
	・設備工事費	円
	・諸経費	円
補助対象外経費：(B)		円
補助対象外経費	・	円
	・	円
	・	円
総事業費：(A) + (B)		円
(A) × 1/2 : (C) ※375万円が上限		円
他の補助金等：(D)		円
補助金額：(C) - (D)		円

(3) 経費の配分 (合計)

補助金額	自家消費型再生可能エネルギー発電設備	円
	蓄電設備	円
合計		円

事業計画書

1 事業概要

2 実施計画

(1) 導入する設備の種類

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
蓄電設備の設置	蓄電容量 (kWh)
	kWh
設置場所所在地	

(2) 補助事業の着手及び完了の予定日

工事着工予定日 令和 年 月 日

工事完了予定日 令和 年 月 日

支払完了予定日 令和 年 月 日

(3) 自家消費の見込み

年間の想定発電量	kWh
年間の想定電力消費量	kWh

3 添付書類 ※資料は必要に応じて添付すること。

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額	備考
	円	
計		

2 支出の部

区分	予算額	備考
	円	
計		

誓 約 書

私は、佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金（以下、本補助金）の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 本補助金交付要綱第2条に掲げる対象者の要件を満たしています。
- ・ 本補助金交付申請書類に記載した事項について事実と相違ありません。
- ・ 虚偽や不正等が判明した場合は、補助金の返還及び加算金の支払に応じるとともに、事業者名等の情報を公表されることに同意します。
- ・ 佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

以上

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地

名 称

代表者の職名・氏名

※ 法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

申請者等の情報

申請者の業種	
資本金	
従業員数	
決算期	
部署名・役職名	
担当者名	
担当部署の所在地	
電話番号	
電子メールアドレス	

様式第2号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 所在地

名称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2. 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

様式第3号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 所在地

名 称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 経費の配分（実績）（第3号－別紙1のとおり）
- 3 事業実績調書（第3号－別紙2のとおり）
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 経費の配分（第3号－別紙1）
 - (2) 事業実績調書（第3号－別紙2）
 - (3) 収支決算書（第3号－別紙3）
 - (4) 仕入控除税額報告書（第4号） ※該当する場合のみ
 - (5) 取得財産等管理台帳（第6号）
 - (6) 完成前後の写真
 - (7) 竣工図面

様式第3号一別紙1

(1) 経費の配分(実績) (自家消費型再生可能エネルギー発電設備)

経費の区分	費目名	金額
補助対象経費：(A)		円
設備費	・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備費	円
	・ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備費	円
	・ 発電量データ収集用設備費	円
	・ 設置工事材料費	円
	・ その他設備費	円
設備工事費	・ 調査、設計費	円
	・ 設備工事費	円
	・ 諸経費	円
補助対象外経費：(B)		円
補助対象外経費	・	円
	・	円
	・	円
総事業費：(A) + (B)		円
(A) × 1/2 : (C) ※500万円が上限		円
他の補助金等：(D)		円
補助金額：(C) - (D)		円

(2) 経費の配分 (実績) (蓄電設備)

経費の区分	費目名	金額
補助対象経費： (A)		円
設備費	・ 蓄電設備に係る設備費	円
	・ 蓄電設備に係る附属設備	円
	・ 非常用電気設備に係る設備費	円
	・ その他設備費	円
設備工事費	・ 調査、設計費	円
	・ 設備工事費	円
	・ 諸経費	円
補助対象外経費： (B)		円
補助対象外経費	・	円
	・	円
	・	円
総事業費： (A) + (B)		円
(A) × 1/2 : (C) ※375万円が上限		円
他の補助金等： (D)		円
補助金額： (C) - (D)		円

(3) 経費の配分 (実績) (合計)

補助金額	自家消費型再生可能エネルギー発電設備	円
	蓄電設備	円
合計		円

事業実績調書

1 事業概要

2 実施成果

(1) 導入する設備の種類

自家消費型再生可能エネルギー発電設備の種類	発電出力 (kW)
	kW
蓄電設備の設置	蓄電容量 (kWh)
	kWh
設置場所所在地	

(2) 補助事業の着手及び完了の日

工事着工日 令和 年 月 日

工事完了日 令和 年 月 日

支払完了日 令和 年 月 日

(3) 自家消費の見込み

年間の想定発電量	kWh
年間の想定電力消費量	kWh

3 添付書類 ※資料は必要に応じて添付すること。

収支決算書

1 収入の部

区分	決算額	備考
	円	
計		

2 支出の部

区分	決算額	備考
	円	
計		

様式第 4 号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 所在地

名 称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金について、佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (4 : 3 - 2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

様式第5号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 所在地

名称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

【請求額】金 円

【振込先】金融機関名

預金種別及び口座番号

フリガナ

口座名義

取得財産等管理台帳

(単位：円)

財産名	規格	数量	単価	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	備考

(注)

- ・対象となる取得財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上の財産とする。
- ・取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- ・必要に応じて行を追加すること。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 所在地

名称

代表者の職名・氏名

佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助事業に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助事業に係る財産の処分の承認を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県自家消費型再エネ発電設備等設置費補助金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその内容

処分する財産	
処分の方法	※売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、その他（その他は具体的な理由を記入）
処分の予定時期	令和 年 月 日（から令和 年 月 日まで）
処分の理由	
処分の条件	※処分により収益が見込まれる場合は、その額を記入

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）